

時 間 帯 別 B 契 約
(一般ガス選択約款)

2019年10月1日実施
(令和元年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 需給契約の精算額	3
7. 名義の変更	4
8. 契約の変更又は解消	4
9. 契約の変更又は解消に伴う契約日間使用量超過精算額の申し受け	4
10. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	5
11. 精算額の支払方法	5
12. 緊急調整時の措置	5
13. その他	6
付 則	6
(別 表)	7

1. 適用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の払出エリアで、この選択約款の適用条件を満たすお客様にガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社の一般ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

- この選択約款に基づく契約（以下「需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりです。
- (1) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受ける消費機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの需給契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、需給契約で定めるお客様の1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (6) 「最大需要期」とは、契約期間中の12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）、2月使用分（1月検針日の翌日から2月検針日まで）、3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約最大需要期月平均使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量の合計を4で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{契約最大需要期月平均使用量}} \times 100$$

- (10) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (11) 「昼間使用量」及び「夜間使用量」とは、昼間及び夜間における使用量をいい、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客様負担といたします。）ただし、負荷計測器が設置されていない場合は、料金算定期間の使用量を昼間使用量といたします。

なお、負荷計測器の故障等の場合には、お客様と当社の協議によってその月における昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

- (12) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客様負担といたします。）ただし、負荷計測器が設置されていない場合は、料金算定期間の使用量

を昼間使用量といいたします。

なお、負荷計測器の故障等の場合には、お客さまと当社の協議によってその月における昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

(13) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。

(14) 「単位料金」とは、一般ガス供給約款19に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対して需給契約を申し込むことができます。

- (1) 契約使用可能量が3立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約使用可能量の480倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が800立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第二種又は時間帯別B契約第三種のいずれかの需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまが、新たに需給契約を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約最大需要期月平均使用量
- ③ 契約昼間使用量
- ④ 契約夜間使用量
- ⑤ 契約年間使用量
- ⑥ 契約年間引取量
- ⑦ 契約月平均使用量
- ⑧ 契約月別使用量

(3) 需給契約の期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) 需給契約の契約期間満了前に解約、又は一般ガス供給約款に基づく契約へ変更をしたお客さまから、再度同一需要場所でこの選択約款、又は当社の定める他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 需給契約の契約期間満了前に当社の定める他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合は、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまと当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、使用可能量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額及び契約年間使用量超過精算額（いずれも消費税等相当額を含みます。）とし、当社は当該精算額を原則として、契約期間満了時の翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（1）、（2）及び（4）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下切り捨て）。

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

（1）使用可能量倍率未達精算額

お客さまの年間実績使用量が、契約使用可能量の480倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達精算額を申し受けます。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{使用可能量倍率未達精算額} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{契約使用可能量の} \\ 480\text{倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{pmatrix} \right\} \times$$

需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額×2

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額との未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（2）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率[（実績年間月平均使用量／実績最大需要期月平均使用量）×100をいいます（小数点以下切り捨て）。]が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額を申し受けます。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{負荷率}75\text{パーセン} \\ \text{トに相当する年間使} \\ \text{用量} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{pmatrix} \right\} \times$$

需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額×2

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

（備 考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における実績最大需要期月平均使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といいたします。

（3）契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額を申し受けます。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引 取 量} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使 用 量} \end{pmatrix} \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{需給契約に定める月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位を四} \\ \text{捨五入した額} \end{array} \right]$$

（4）契約昼間使用量超過精算額

最大需要期の昼間使用量の実績が最も多い月において、昼間使用量の実績が契約昼間使用量の110パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過精算額を申し受けます。

$$\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{最大需要期で} \\ \text{昼間使用量の実績} \\ \text{が最も多い月の} \\ \text{昼間使用量} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{契約昼間} \\ \text{使 用 量} \\ \times 1.10 \end{pmatrix} \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{需給契約の昼間} \\ \text{基 本 料 金 相 当 単 価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び6の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといいたします。

9. 契約の変更又は解消に伴う契約昼間使用量超過精算額の申し受け

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって、変更月又は解消月以前に最大需要期のいずれか

の月の昼間使用量の実績が契約昼間使用量の110パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超える月が認められる場合は、当社がやむをえないと判断した場合以外、6（4）に定める算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過精算額を原則として契約の変更月又は解消月に申し受けるものとします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、8（1）の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合、若しくは8（2）の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、6（4）に定める算式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」といたします。

10. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、8（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8（2）の規定によるものであってもお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下切り捨て）。

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

（1）新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{lcl} \text{契約中途解消} & = & \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{需給契約の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \\ \text{精算額} & & \end{array}$$

（2）新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{lcl} \text{契約中途解消} & = & \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の } 1 \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の } 1 \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right] \\ \text{精算額} & & \end{array}$$

11. 精算額の支払方法

6に定める需給契約の精算額、9に定める契約の変更又は解消に伴う契約昼間使用量超過精算額及び10に定める契約の解消に伴う契約中途解消精算額は、原則として需給契約の料金と同じ方法によりお支払いいただきます。

12. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、6の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$
$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約使用可能量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$
$$(3) \text{ 昼間基本料金割引額} = \text{昼間基本料金単価} \times \text{契約昼間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$
$$(4) \text{ 夜間基本料金割引額} = \text{夜間基本料金単価} \times \text{契約夜間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日（令和元年10月1日）から実施いたします。

(別 表)

時間帯別B契約第二種及び時間帯別B契約第三種

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金算定期間の料金は、一般ガス供給約款15の規定によりお知らせした使用量に基づき算定いたします。
- (2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (3) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
- ① 基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- ② 基本料金(乙)は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) お客様の都合や契約違反により需給契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(3)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(4)の従量料金に準じて算定いたします。
- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。
- 料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷(1+消費税率)

時間帯別B契約第二種

2. 料金表1(消費税等相当額を含みます。)

- (1) 基本料金(甲)

- ① 定額基本料金

1か月につき	11,000.00円
--------	------------

- ② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,182.50円
------------	-----------

- (2) 基本料金(乙)

- ① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	16.07円
------------	--------

- ② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	8.03円
------------	-------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	77. 49円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

時間帯別B契約第三種

3. 料金表2（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金（甲）

① 定額基本料金

1か月につき	5, 500. 00円
--------	-------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 182. 50円
-------------	-------------

(2) 基本料金（乙）

① 昼間基本料金単価

1 立方メートルにつき	16. 07円
-------------	---------

② 夜間基本料金単価

1 立方メートルにつき	8. 03円
-------------	--------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	80. 78円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。